令和元年度特別部会報告書（案）「淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止について（今後の方向性）」

第５回特別部会　資料３

第５回特別部会　資料３

|  |  |
| --- | --- |
| **検討項目** | **内　容** |
| ４．（３）①条例改正 | ・青少年の未成熟さを考慮し、青少年を性的欲望の対象として扱っているような事例にまで規制の範囲を広げるべきであり、淫行についての昭和60年最高裁判決に準じたものにすることが考えられる。 |
| ４．（３）②国への法改正の働きかけ | ・いわゆる淫行処罰規定については、各都道府県条例において地域の特殊性を前提に議論の上、規定されてきた。しかしながら、交通網の発達により都道府県をまたいでの移動は容易となった上、インターネットやSNSの普及により社会の情報環境は劇的に変化し、インターネット上で人々が知り合い、都道府県を越えて青少年が悪意ある大人からの被害に遭うようになったことから、この問題は本来は刑法で一体的に議論されるべきである。・平成28年に長野県が「長野県子どもを性被害から守るための条例」を制定し、これにより全国47都道府県において青少年に対するいわゆる淫行処罰規定が制定されたこととなった事実を踏まえて、当該規定を含んだ規制を法律で行うことを国に求めていくべきである。・また、人としての性的尊厳が守られるよう、次代を担う青少年が安心して育まれる社会を築くための礎として、青少年条例で規定されているような真の同意のない性行為やわいせつ行為に対する法規制を検討するよう、国に対して望むものである。 |